

経営分野

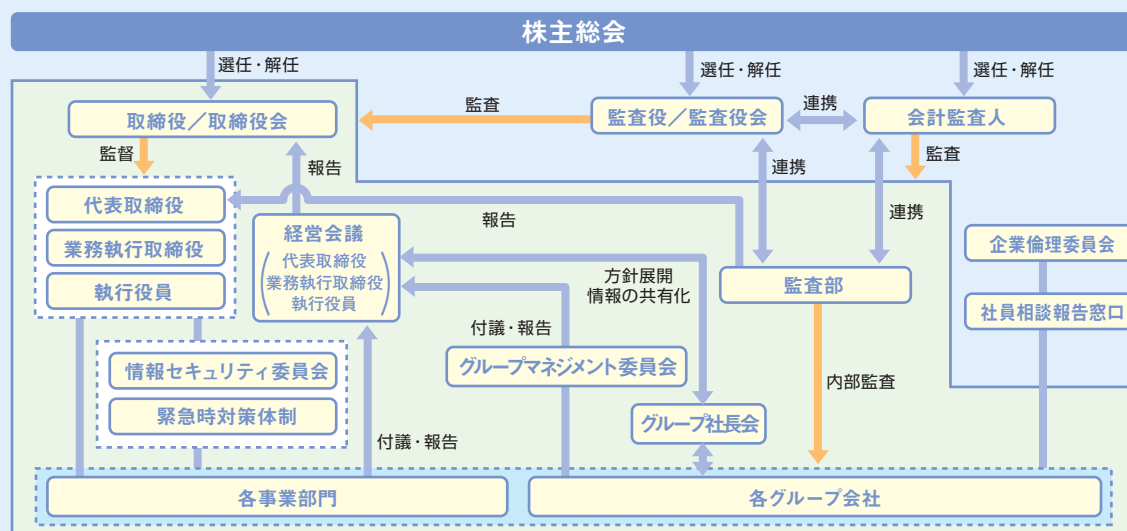
エネルギーの安定的かつ安全な供給、継続的な企業価値の向上をめざし、事業基盤の強化を図るとともに、経営の健全性・透明性の確保に努めてまいります。

広島ガスグループの経営体制

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

● 健全で透明な企業経営を行い、お客さま・地域社会・株主の皆さまの信頼にお応えします

当社は、「お客さま、地域社会、株主の皆さまの信頼に応える行動を通じて、選択される企業をめざす」という経営方針のもと、継続的な企業価値の向上を図るべく、経営の健全性・透明性の確保に向けた実効性あるコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。



● 経営組織の構造

・取締役会

取締役会は、審議の充実を図り、意思決定過程の健全性、透明性を高めるため2009年6月より業務執行取締役を減員し、社外取締役の割合を高めており、業務執行取締役および執行役員で構成する経営会議で審議された事項の報告・説明を受け、意思決定を行っています。

・執行役員制度

執行の迅速化および経営と執行との分離を図るため、2004年4月より執行役員制度を導入し、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

・監査役会

監査役会は、監査の独立性を強化するため社外監査役2名を含む4名から構成されており、社長の直轄部門である監査部および会計監査人から定期的に報告を受け、必要に応じ協議を行い、業務執行の適法性を監査しています。

・取締役および執行役員の任期

取締役および執行役員の任期については、各事業年度の責任を明確にするため、1年としています。



当社は、地域の皆さまにエネルギーを安定的かつ安全にお届けし、安心して安全にお使いいただくという、公益性の高い事業を行っています。

この事業の確実な遂行こそが大きな「社会的責任」であるとの考えのもと、エネルギーの安定・安全供給に資する取り組みを展開するとともに、「お客さま」、「地域社会」、「株主の皆さま」を始めとするすべてのステークホルダーの皆さまから信頼され、選択され続ける企業をめざしています。

内部統制

● 内部統制制度の構築に関する基本方針

当社グループの事業は、都市ガス、簡易ガスおよびLPGのベストミックスによる安定的かつ安全なエネルギー供給を含む適正なサービスの提供を使命とする極めて高い公共性と社会的責任を有しているものと考えております。

この社会的使命を遂行し、お客さま、株主、投資家、従業員等のすべてのステークホルダーの信頼に応え、継続的な企業価値の向上を図るため、当社では、下記のような内部統制制度を構築しております。

取締役会は、取締役会およびその他の経営組織が内部統制において果たすべき役割と、現在構築されている内部統制の内容を確認し、今後とも絶えざる見直しによって内部統制を含むコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

● 内部統制制度における各経営組織の役割

取 締 役 会

取締役会は、内部統制の内容を決定し、業務執行を行う取締役および執行役員による内部統制の執行状況を監督します。内部統制の内容については、絶えざる見直しが必要であり、取締役会は、担当取締役、監査部および監査役からの報告を踏まえながら、内部統制の内容改善を必要に応じて決定します。

代 表 取 締 役

取締役会によって決定された内部統制を遂行し、その機能を維持する責任は、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役にあります。

代表取締役は、監査部、監査役その他の取締役ないし執行役員の意見を聴取した上で、内部統制組織の改善を取締役会に提案します。

監 査 役 会

監査役会は、取締役会による内部統制の内容決定および、代表取締役をはじめとする業務執行を担当する取締役および執行役員による内部統制の維持・遂行を監査します。

監査役会は、監査部および会計監査人から内部統制の状況について報告を受け、改善が求められる内部統制上の欠陥について代表取締役または取締役会に報告します。

内 部 監 査 部 門

内部監査部門として、社長直属の監査部（8名）を設置しています。監査部は年間監査計画等に基づき、業務活動が法令、内部規程等に則り適正かつ効率的に実施されているか監査し、その結果を社長および監査役に報告するとともに、社内組織に助言・勧告を行っています。

監査役、会計監査人、および監査部の状況

監査役、会計監査人および監査部は、監査方針および監査報告等について定期的に会合を持ち、意見交換等を行うことにより、相互の連携を高めています。

内部統制

● リスク管理および法令順守のためのシステム

各種のリスクを管理し、使用人の職務執行の適法性を確保するため、以下のような体制を整備しています。

・ 自然災害等に対する対応

ガス供給の安定性・安全性を阻害するような大規模な自然災害等によるリスクに対しては、予め規程化している「地震等防災対策要領」に従い、災害・事故発生時の緊急情報連絡体制・指揮命令体制等を整備しており、定期的な想定訓練を実施し、被害拡大の最小化を図っています。

・ 記録の管理

取締役会その他の取締役の職務の執行に係る情報については、議事録、稟議書および契約書等を、その保存媒体に応じ規程等に則り、十分な注意をもって保存・管理しています。

・ 財務報告の適正確保

経理規程その他の社内規程を整備し、会計基準その他関連諸法令の遵守を徹底するとともに、当社グループを対象とする「財務報告に係る内部統制制度の方針」に基づき、体制の整備・改善に努めることにより、その適正を確保しています。

・ 企業グループの業務の適正確保

グループ各社の業務遂行については、業務遂行の基準となる規程の整備等を通じて、リスクを未然に防止するとともに、主要な連結対象会社の役員を親会社の役員が兼務することにより、各社の取締役会を通じて職務の執行状況を直接把握し、定期的開催されるグループ社長会からも主要な事項について報告を受けています。またグループ各社に対し、監査役および監査部による定期的な業務監査ならびに会計監査人による財務状況に関する監査を実施し、重要情報の報告を受け、これらの情報を通じて取締役会は、当社グループの経営方針の審議・策定を行っています。

・ 情報システムのセキュリティ確保

情報漏洩等によるリスクに対しては、「情報セキュリティポリシー」に従って、情報セキュリティ委員会を中心とした体制を構築し、個人情報の取り扱いに関する社内啓発活動をはじめ、情報漏洩事故の発生防止に努めるとともに、発生時における情報開示等のあり方についても規程化し、機動的な対応を図っています。



情報セキュリティ学習会



IDカードによるセキュリティ強化
(パソコン起動・操作、入出門)

情報セキュリティポリシー

広島ガス
情報セキュリティ理念

情報セキュリティ
規程

情報セキュリティ
細則

情報セキュリティ対策
実施計画書

実施手順
(既存規程、申請書、各種マニュアル等)

・ コンプライアンス（法令順守体制）

P.14

● 「内部統制報告制度」への対応

当社は、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」に対応するために、2007年1月にプロジェクトチームを設置。金融庁の基準等に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備・運用してきました。同制度が適用開始となった2008年度については、策定した評価計画に従って、整備・運用状況の有効性の評価等を年度末時点ですべて完了しています。

コンプライアンスへの取り組み

● コンプライアンス(法令遵守)体制

定期的にコンプライアンス教育および意識調査を実施することにより、役職員にコンプライアンス意識を根付かせ、法令違反を許さない企業風土を醸成しています。

また、2004年4月に、社長および2名の社外弁護士からなる「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス施策の決定ならびに制度の運用状況の把握と是正策について協議する体制を整備するとともに、当社グループの社員が、直接、企業倫理委員会の委員等に相談・報告することができる「社員相談報告制度」を導入し、自浄機能の強化を図っています。

なお、本制度発足に先立ち「広島ガスグループ社員行動指針」を作成し、全社員に小冊子化したものを配布し社員の意識の啓発に努めています。

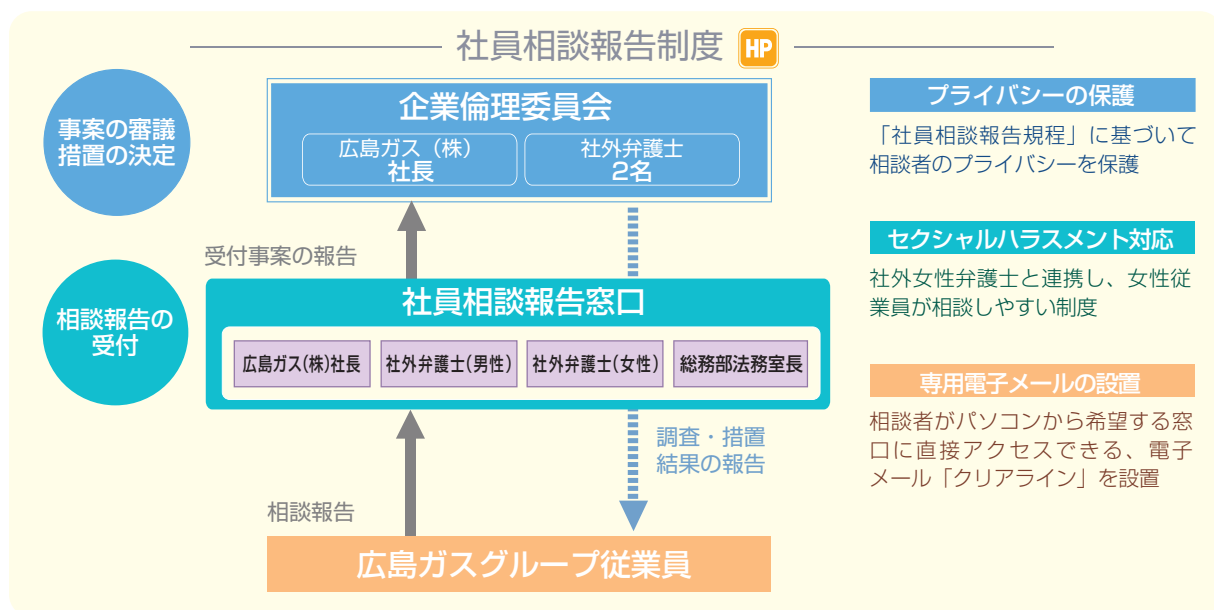
広島ガスグループ社員行動指針(概要)

倫理行動原則

- 地域社会との信頼構築
- 法令や社会的規範を順守し、良き企業市民として行動
- お互いの人格・人権を尊重

行動基準の要点

- お客さまへの誠意ある対応
- 事故・苦情への迅速な対応と再発防止
- 法令および社内規程等の順守
- 節度ある言動に努める
- 社会人としての社会的ルールの順守



今後の取り組み(不適切な事象の改善措置)

HP

2009年3月に発覚した当社子会社における不適切な取引を受け、今後二度と本件のような事象が発生しないように、当社グループ全役職員が一丸となり、再発防止策を確実に実行し、信頼回復に努めてまいります。

なお、再発防止策の確実な実行に向けて、2009年5月に内部統制推進部を新たに設置しています。

● 公表経緯

2009年

- ・ 3/19：当社子会社における不適切な取引について
- ・ 4/24：外部調査委員会による調査結果について
- ・ 5/20：連結業績への影響額（概算）ならびに再発防止策について
- ・ 8/13：①過年度の決算短信ならびに有価証券報告書等の一部訂正について
②東京証券取引所からの「改善報告書」提出請求について
- ・ 8/26：東京証券取引所への「改善報告書」の提出について

● 改善措置

1. 不適切な事象をさせない仕組み(意識付け)
 - (1) リスク管理・コンプライアンス意識醸成のための教育の継続
 - ・ 役職員の集合教育(研修、講演会)
 - ・ 管理者による部内教育(部内コミュニケーション)
2. 不適切な事象ができない仕組み
 - (1) 規程類および業務フローの標準化
 - (2) 内部牽制機能の強化
3. 不適切な事象を監視、発見する仕組み
 - (1) グループマネジメント委員会の設置
 - (2) 監査部の増員